

地方独立行政法人さんむ医療センター非常勤職員給与規程

平成 22 年 4 月 1 日

規 程 第 31 号

改正 平成 23 年 4 月 1 日

改正 平成 23 年 7 月 1 日

改正 平成 25 年 4 月 1 日

改正 平成 26 年 4 月 1 日

改正 平成 28 年 10 月 1 日

改正 平成 29 年 4 月 1 日

改正 平成 29 年 10 月 1 日

改正 平成 30 年 10 月 1 日

改正 令和元年 10 月 1 日

改正 令和 3 年 10 月 1 日

改正 令和 4 年 4 月 1 日

改正 令和 5 年 4 月 1 日

改正 令和 5 年 10 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この規程は、地方独立行政法人さんむ医療センター非常勤職員就業規則（以下「非常勤就業規則」という。）に基づき、非常勤職員の給与に関し必要な事項を定めるものとする。

(給与の種類)

第 2 条 フルタイム勤務職員の給与は、月給または勤務 1 時間あたりで決定する給料（以下「時間給」という。）、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び特殊勤務手当とする。

2 パートタイム職員の給与は、時間給、時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当とする。

(給与の計算)

第 3 条 月給及び時間給の計算期間は原則として、月の初日から末日とし、計算期間の翌月 15 日に支給する。ただし、その日が地方独立行政法人さんむ医療センター非常勤職員勤務時間、休日及び休暇等に関する規程（以下「非常勤職員勤務時間規程」という。）第 6 条に規定する休日（以下「休日」という。）、土曜日又は日曜日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い休日、土曜日又は日曜日でない日を支給日とする。

2 理事長が特に必要と認めたときは、前項の規定にかかわらず別に支給日を定めることができる。

(給与の決定)

第4条 非常勤職員の給料の単価は、その者の職務の種類、内容により別表第1に定める額を支給する。

2 前項の規定にかかわらず、非常勤職員である医師（歯科医師含む。）については、その者の診療科及び経験年数等を考慮して理事長が別に定める。

（給与の減額）

第5条 月給が適用されているフルタイム職員が、休日等、職務専念義務を免除された場合（給与を減額する旨定められている場合を除く。）以外で勤務しないときは、特に承認があった場合を除きその勤務しない1時間につき勤務1時間当たりの給与額を減額した給与を支給する。

2 前項の規定により減額すべき勤務1時間当たりの給与額の算出方法については、地方独立行政法人さんむ医療センター職員給与規程第3条の規定を準用する。

（時間外勤務手当）

第6条 非常勤職員が所定の勤務時間を越えて勤務することを命ぜられた場合には、その勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、当該非常勤職員の勤務1時間当たりの額（フルタイム勤務職員については日給を1日あたりの勤務時間で除して得た額をいう。以下同じ。）に地方独立行政法人さんむ医療センター職員給与規程（以下「給与規程」という。）第22条の例（ただし、時間外勤務のうち正規の勤務時間と通算して8時間を越えない部分又は1週間40時間を越えない部分に係る同条第1項第1号の率は100分の100とする。）に従い支給する。

（休日勤務手当）

第7条 非常勤職員が、非常勤職員勤務時間規程第6条に規定する休日に勤務を命ぜられた場合は、その勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、当該非常勤職員の勤務1時間当たりの額に100分の135（年末年始に限り100分の150）を乗じて得た額を休日勤務手当として支給する。

（夜間勤務手当）

第8条 所定の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられた職員には、その間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき勤務1時間当たりの給与額の100分の25を夜間勤務手当として支給する。

（端数処理）

第9条 前項の規定により時間外勤務手当を算定するに当たり、時間外勤務1時間あたりの支給額に50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。

（宿日直手当）

第10条 宿日直手当は、常勤職員の例に準じて支給する。

（特殊勤務手当）

第11条 特殊勤務手当は、常勤職員の例に準じて支給する。

（交通費）

第 12 条 第 2 条第 1 項に定める給与の種類が、月額に該当するフルタイム勤務職員には、地方独立行政法人さんむ医療センター職員給与規程第 20 条に規定する通勤手当を準用し、交通費として支給することができる。

2 前項に該当しない非常勤職員には、別表第 2 に定めるところにより交通費を支給することができる。

(給与の減額)

第 13 条 月給が適用されているフルタイム勤務職員が定められた勤務時間内において勤務しなかった場合（その勤務しなかった時間が非常勤職員就業規則第 8 条に規定する年次休暇又は同規程第 12 条に規定する年次休暇以外の休暇で有給であるものを除く。）は、当該フルタイム勤務職員の給与の 1 時間当たりの額に当該勤務しなかった時間を乗じて得た額を減額して給与を支給するものとする。この場合においては第 8 条の規定を準用する。

(給与の支払)

第 14 条 給与は、通貨で直接職員にその全額を支払うものとする。ただし、法令又は労働基準法(昭和 22 年法律第 49 号)第 24 条の規定に基づき職員代表と締結した労使協定に定めるものは、これを給与から控除して支払うものとする。

2 前項の給与は、労使協定に基づき、原則として職員の預貯金口座に所要金額を振込むことによって行うものとする

(その他)

第 15 条 この規程に定めるもののほか、非常勤職員の給与に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

この規程は、平成 23 年 7 月 1 日より施行する。

附 則

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

この規程は、平成 28 年 10 月 1 日より施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 10 月 1 日より施行する。

附 則

この規程は、平成 30 年 10 月 1 日より施行する。

附 則

この規程は、令和元年 10 月 1 日より施行する。

附 則

この規程は、令和 3 年 10 月 1 日より施行する。

附 則

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

この規程は、令和 5 年 10 月 1 日より施行する。

別表第1（第4条関係）
非常勤職員給与基準表

職 種	月 給	時間給	適 用
医療技術者	310,800 円	1,850 円	助産師等
	294,000 円	1,750 円	看護師
	277,200 円	1,650 円	准看護師
	344,400 円	2,050 円	薬剤師
	277,200 円	1,650 円	放射線技師、検査技師、 管理栄養士、理学療法士、 作業療法士、歯科衛生士 等
医師事務作業補助 者、看護補助者、ク ラーク	210,000 円	1,250 円	医師事務作業補助者
	210,000 円	1,250 円	看護助手 (身体介助を含む)
	193,200 円	1,150 円	看護助手 (身体介助を含まない)
	193,200 円	1,150 円	クラーク (外来、病棟等)
事務	210,000 円	1,250 円	必要と認められた資格を 有した者
	176,400 円	1,050 円	事務補助、秘書等
施設管理	210,000 円	1,250 円	ボイラー技士等
助手	176,400 円	1,050 円	薬剤課・放射線課・物流・ 施設管理等
院内暴力対策担当	360,000 円	2,150 円	

業務等の実情により本表によりがたい場合は、別途理事長の承認を必要とする。

別表第2（第12条関係）
非常勤職員交通費基準表

通勤距離	交通機関利用者	交通用具使用者
2Km 以上 5Km 未満	日額 280 円	日額 110 円

5Km 以上 10Km 未満	日額 360 円	日額 220 円
10Km 以上 15Km 未満	日額 410 円	日額 330 円
15Km 以上 20Km 未満	日額 460 円	日額 440 円
20Km 以上 22Km 未満	日額 650 円	日額 610 円
22Km 以上 24Km 未満	日額 710 円	日額 660 円
24Km 以上 26Km 未満	日額 780 円	日額 720 円
26Km 以上 28Km 未満	日額 850 円	日額 770 円
28Km 以上 30Km 未満	日額 910 円	日額 830 円
30Km 以上 32Km 未満	日額 980 円	日額 880 円
32Km 以上 34Km 未満	日額 1,040 円	日額 940 円
34Km 以上 36Km 未満	日額 1,110 円	日額 990 円
36Km 以上 38Km 未満	日額 1,170 円	日額 1,050 円
38Km 以上	日額 1,240 円	日額 1,100 円